

平成29年12月21日

弁護士 安藤 俊文 先生

FAX 076-261-7300

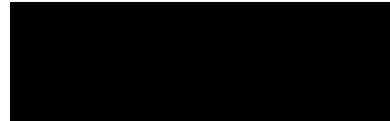
ご 連 絡

〒106-6120

東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー20階

株式会社ビーエムハナデン



平素は大変お世話になっております。

消費者支援ネットワークいしかわ様からの平成29年12月13日付書面につきまして、先般よりご相談させて頂いたとおり、弊社としましては特約条項の内容変更をさせて頂く方向で検討しております。

確定版ではありませんが、現時点での変更案を作成いたしましたので、問題点等がないかご検討のほど、何卒宜しくお願い致します。

以上

#### 第1条(申込金の性格と充当)

購入者(以下「乙」という)は当社(以下「甲」という)に対し、注文と同時に申込金を支払うものとし、申込金は契約成立後、売買代金の一部に充当されるものとします。

#### 第2条(注文に応じられない場合)

甲がこの注文に応じられない場合は、申込金はそのまま乙に返還されるものとします。

#### 第3条(申込の撤回による損害賠償)

乙が申込を撤回したことにより、甲に法律上の原因に基づく損害が発生した場合、甲は、乙に対する申込金返還債務と甲の乙に対する損害賠償請求権とを対等额で相殺することができるものとします。

#### 第4条(契約の成立時期)

この申込による契約の成立は、乙が購入する自動車(以下「車両」という)について乙の指定する者に使用名義人の登録がなされた日、注文により甲が車両の修理、改造、架装等に着手した日、もしくは車両の引渡しがなされた日のいずれか早い日をもって契約成立の日とします。なお、割賦販売の場合は、その契約書に定められている日に契約が成立するものとします。

#### 第5条(契約書類・下取自動車等の引渡時期)

乙は、別途契約書を作成する場合は、それに必要な書類を契約成立日までに、下取自動車およびその関係書類を自動車の引渡日までに、それぞれ交付または引渡しするものとします。

#### 第6条(代金等の支払い)

乙は、諸費用明細および預かり法定費用欄に記載された付帯費用は自動車登録日までに、その他売買代金等は自動車の引渡し日までに甲に支払うこととする。

#### 第7条(自動車の下取と担保責任、再査定)

1. 乙は、下取自動車を、車両の売買代金の一部の支払に代えて、甲に譲渡します。下取価格は納付済自動車税、重量税および自賠責保険の未経過期間分相当額、リサイクル料金を含むものとします。
2. 乙は、下取自動車について抵当権、賃借権、差押、租税滞納処分などの負担が一切ないことを保証し、万一、負担が生じた場合は、乙の責任において処理するものとします。また、下取自動車につき、甲に引き渡すまでの間に状態に変化が生じた場合および甲に引き渡し後、修復歴、走行メーター改竄等の瑕疵が発覚した場合、乙は、再査定された価格をもって下取価格とされても異議を述べないものとします。

#### 第8条(中古車の瑕疵担保責任)

車両が中古車である場合、プライスボード、車両状態を表示した書面もしくは整備明細書に表示の走行距離・前使用者の使用態様等により通常生ずる瑕疵について、乙は一切異議を述べないものとする。ただし、甲が発行する保証書が添付されている場合には、その範囲で保証が受けられるものとします。

#### 第9条(暴力団等反社会勢力との取引拒否)

甲は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはこれらの密接交際者および過去に民事・行政問題等に関し違法な行為、不当な要求行為を行った経歴のある者など(以下「暴力団等反社会勢力」という)との取引を拒否します。契約後、乙が暴力団等反社会勢力である事が発覚した場合、甲は催告をしなくても本契約を解除することができる。